

えた青少年は、男子で12%、女子で4%に上る。

これらの傾向は年齢が上昇するにつれて高まる傾向にある。18～19歳では回答者の32%が友人間でそういった情報が出回っていることを知っており、うち10%が自分も受け取ったことがあると答えている。また、ほとんどの未成年者はそれが違法であることを承知している。

自ら中傷的な内容の写真やテキストを送付したことがあるかという質問に対しては、その98%が「したことがない」と答えている。ただしハウプトシューレの生徒の5%は「自分がしたことがある」と答えており、リアルシューレやギムナジウムの学校の生徒に比べて高い割合を示している。また自分がその被害者となったことがあるかという質問に関しては、ほとんどの青少年が「ない」と答えている。ただし、友人間で誰かがネットいじめにあったことがあるかという質問には、その24%が「ある」と答えている。男女別では、女子の30%、男子の19%が「ある」と答えている。また学校別ではリアルシューレが29%、ハウプトシューレが26%、ギムナジウムが20%となっている。

同調査では携帯電話によって広まる情報の内容は多岐にわたるとしており、例えば、極右的な内容や性的な誘惑を含む内容が挙げられている。

また、MPFSの「KIMStudie2008」²⁴⁹によれば、家庭の95%において携帯電話が普及しており、約半数の子どもが自分の携帯電話を持っている。年齢の高い子どもほど携帯電話の所有率が高く、12～13歳の子どもの86%にのぼる。70%の子どもが自分から親に携帯電話をねだったと回答し、16%は保護者が勧めたと回答している。

また、CHIP ONLINEが2006年に行った調査では、全体の3分の1の未成年者がすでに携帯電話でポルノグラフィーを閲覧したことがあると答えている²⁵⁰。

2.1.4 青少年のインターネット利用に伴う青少年の生活等への影響

一般に、インターネット利用に伴う未成年者の生活への影響については、青少年メディア保護の分野は多岐にわたり、総合的な調査手法の確立が十分ではないため、未知の部分が多いとされる。例外的に、連邦家族省の開催した専門家会議²⁵¹（「2.2 青少年のインターネット利用環境に関する世論」（104ページ）も参照のこと）において、有害メディアが青少年の脳に与える影響について報告されている。そこでは、例えば、新しいメディアの中で性的暴力表現を閲覧した青少年（インターネットなどの新しいメディアを利用している

²⁴⁹ MPFS、2008年、P46-50

²⁵⁰ http://www.chip.de/news/Jeder-dritte-Jugendliche-sieht-Handy-Pornos_22952853.html

²⁵¹ 詳しくは以下を参照：Deutsches Jugendinstitut, 2006, “Aktuelle Herausforderungen im Kinder- und Jugendschutz - Sexuelle Gewalt durch die neuen Medien, dokumentation der Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin “添付資料（DokumentationTagungIzKK）

最中に性的なコンテンツに遭遇した、またはオンラインコミュニティなどで性的なコンタクトを受け取るなどの被害にあった青少年)は、過度のストレスを溜め込んだり、脳内の性的興奮の構造が影響を受け性欲が強くなるなどの影響を被ることが報告されている²⁵²。

その他、連邦家族省が、8～12歳の児童の安全なインターネット利用を推進する取組「Ein Netz für Kinder」²⁵³の一環として発行したパンフレット「Ein Netz für Kinder」²⁵⁴において、子ども向けオンラインショッピングと携帯電話の利用を取り上げており、それぞれ親、教育関係者が知っておくべき事柄と注意点が取り上げられている。例えば、オンラインショッピングには、子どもを対象とした商品が数多くあり、それらの多くは、ウェブサイトのコンテンツなのかそれとも広告なのかの区別が付き難いものとなっている。テレビの場合、広告宣伝の時間は1時間につき12分以内と定められているが、インターネットにおける広告宣伝の時間は無制限であるため、子どもの購買意欲を必要以上に刺激する可能性がある²⁵⁵。

携帯電話においても同様に、着信音などの音楽ファイルや壁紙など、子どもが欲しい商品が数多く並んでおり、簡単に購入しダウンロードすることができる。ここでも子どもがアクセスしたウェブサイトが実は広告サイトであると気づかずに閲覧し購入してしまうケースがあるという。また、ドイツでは携帯電話を使ったデータ通信の料金が高額なため、子どもが誤って購入すると、その費用が高くつくことになり、連邦家族省は注意を呼びかけている²⁵⁶。

2.1.5 インターネット上のウェブサイトを利用して児童買春などの犯罪被害やトラブルに遭った青少年の数・実態

インターネットを通じて、未成年者が自分の性的な場面を秘密裏に録画される、未成年者の写真がポルノグラフィとして編集される、合意のうえ撮影された未成年者の性的な場面が、両者の関係に問題が生じたときの報復行為などを原因として、本人の意思に反してインターネット上で公開されるなどのケースがある²⁵⁷。こうした場合、画像などの頒布に

²⁵² <http://www.dji.de/cgi-bin/projekte/output.php?projekt=752&Jump1=LINKS&Jump2=20>
より詳しくは以下を参照のこと。

Lutz-Ulrich Besser, 2006年, “Auswirkung von sexuellen Gewaltdarstellungen in neuen Medien auf Kinder und Jugendliche aus entwicklungspsychologischer Sicht “ 発表: 連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて

²⁵³ http://www.ein-netz-fuer-kinder.de/gemeinsame_initiative/index.php

²⁵⁴ 連邦家族省、2004年、「Ein Netz für Kinder, Surefen ohne Risiko? Ein praktischer Leitfaden für Eltern und Pädagogen」

添付資料「Ein Netz fuer Kinder」

²⁵⁵ 同上。

²⁵⁶ 同上。

²⁵⁷ <http://www.dji.de/cgi-bin/projekte/output.php?projekt=752&Jump1=LINKS&Jump2=20>

よって被る被害者の苦痛は大きい。これらは多くの場合、犯罪者によってインターネットや携帯などのメディアを通じて流布される。

インターネット上のコミュニケーションでは、未成年者に対して言葉を通じて性的な嫌がらせをしたり、ポルノグラフィーを見ることを強要したり、性的な情報を提供することを求めたり、または、性的な場面を撮影するよう強制することが比較的容易にできるため、児童性愛者はチャットサービスなどを通じて未成年者に接触を図り、性的な写真や動画の提供を求めたり、脅迫して性的行為などを行うという。特に、本来は未成年者のみを対象としている未成年者向けチャットサービスは彼らにとって絶好の場となっているとされる。最近ではこうしたチャットサービスが提供する検索サービスの充実（年齢、性別、趣味、住所など）によって、児童性愛者が被害者に接触する機会が増えているという²⁵⁸。さらには、携帯電話やビデオゲームなどにも、インターネットに接続できる機能がついていることが多くなり、未成年者のチャットサービスへのアクセスはますます容易になるとともに、児童性愛者が青少年に近づく危険性も高くなっているとされる²⁵⁹。

音楽などのダウンロードを行うインターネット上のデータ交換サービスでも、未成年者の性的暴力行為を撮影・録画したデータが公開されているという。同じく、十代のモデルを集めたウェブサイトでも、未成年者の不自然で性的に強調されたポーズの写真などが公開されている。こうしたサービスはドイツ国内では提供が禁止されているが、海外では禁止されていない場合もある²⁶⁰。以下、統計を2つ挙げる。

■連邦統計局

未成年者への犯罪に関する統計データとして最も包括的なものは、連邦刑事局の統計調査である。ただし、この統計では未成年者への犯罪が、インターネットを通じて行われたか、それとも別の手段を通じて行われたかといった情報は公開されていない²⁶¹。

2009年の連邦刑事局 (Bundeskriminalamt) の統計調査「polizeiliche Kriminalstatistik 2009 Bundesrepublik Deutschland」²⁶²によると、児童（14歳未満）に対する性犯罪は、2008年で11,319件（性犯罪全体は49,084件）であった。その内訳は図表27のとおりである。性犯罪における20歳以下の被害は、全体の半数（20,998件）にのぼる（児童（14歳未満）

²⁵⁸ Freidemann Schindler, 2006年, “Technische Entwicklungen neuer Medien und Möglichkeiten frühzeitiger Prävention zum Schutz von Kindern und Jugendlichen vor sexueller Ausbeutung und Gewalt” 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて

²⁵⁹ 同上。

²⁶⁰ Regine Derr, 2006年, 「Zusammenfassung」 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて。

²⁶¹ これに関してはいくつかの機関に問い合わせたが満足の良い回答は得られなかった。

²⁶² 連邦刑事局、2009年、「polizeiliche Kriminalstatistik 2009 Bundesrepublik Deutschland」添付資料「pks-jb_2009_bka」

10.2%、青少年（14歳以上18歳未満）25.1%、若年の成人 Heranwachsende（18歳以上21歳未満）14.8%）。その他、誘拐・親による子どもの拉致²⁶³・児童売買は1,810件だった（このうち未遂は9.7%）。

図表 27 児童・青少年に対する犯罪行為の統計 I

該当条項	該当件数
児童（14歳未満）に対する性犯罪（刑法典 176、176a、176b 条）	11,319
内訳：刑法 176 条 1 項及び 2 項に違反する行為（児童に対する性的交渉）	5,273
176 条 4 項 1 文に違反する行為（児童に対する露出行為）	2,107
176 条 4 項 2 文に違反する行為（176 条 1、2 項以外の児童に対する性行為）	358
176 条 4 項 3、4 文に違反する行為（文書による児童に対する性的行為の強要）	913
176a 条 2 項 1 文に違反する行為（児童に対してポルノグラフィーを見ることを強要する行為）	926
176a 条 3 項に違反する行為（児童ポルノの製造と頒布）	98
その他 176a 条に違反する行為（重大な児童に対する性犯罪）	1,441
176b 条に違反する行為（児童暴行致死）	2
183 条及び 183a 条に違反する行為（露出行為、及び公衆の怒りを買う行為）	7,340
182 条に違反する行為（青少年（14歳以上18歳未満に対する性犯罪）	971
179 条に違反する行為（反抗できない立場にある人間に対する性犯罪）	1,368
刑法 180、180a、181a、184、184a、184b、184c、184d、184e、184f 条に違反する行為（未成年者に対する性犯罪等）	13,131
内訳：180、180a 条に違反する行為（未成年者の性的搾取を助長する行為、買春などの性的搾取）	220
180 条に違反する行為（未成年者に対する性行為の強要）	158
180a 条に違反する行為（買春）	62
181a 条に違反する行為（ヒモ）	298

²⁶³ 親による子どもの拉致とは、離婚した場合や未婚などにより両親が別居しているケースで、養育権のない側の親による子どもの拉致を指す。この統計では、このケースを誘拐とは別に勘定している。

図表 28 児童・青少年に対する犯罪行為の統計Ⅱ

該当条項	該当件数
刑法典 184 条、184a 条、184b 条、184c 条、184d 条に違反する行為（ポルノグラフィの頒布（成年含む））	11,597
内訳：18 歳以下が被害者のケース（刑法典 184 条以降 1、2、5 文）	1,427
184b 条 3 項に違反する行為（組織的な行為）	101
184b 条 2 項 4 文（児童ポルノ（14 歳未満）所持、製造）	3,823
184c 条 2、4 項に違反する行為（児童ポルノ（14 歳未満）の頒布）	3,145
184b 条 1 項に違反する行為（少年ポルノ（18 歳未満）書籍の販売）	11
184c 条 2 項及び 4 項に違反する行為（少年ポルノの所持、製造）	186
184c 条 1 項（少年ポルノの頒布）	160
性的搾取を目的とした児童買春	37

出所：連邦刑事局（2009 年）を基に作成

※ 上記の表は内訳と合計が必ずしも一致していないが、連邦刑事局の公表データをそのまま表にしたものである。

刑法等違反で刑罰が科せられたケースは、2009 年で 1,898 件であり、うち児童ポルノの製造頒布（刑法 184 条）違反が 1,427 件で、未成年者に対する暴力が 90 件、営業行為者として青少年に有害な行為を行ったとして²⁶⁴青少年保護法 27 条 2 項違反に問われた件数が 156 件、少年に有害なパッケージメディアを青少年に提供した結果同条 1 項違反に問われた件数が 225 件であった。

■ MPFS

MPFS の「JIM Studie 2009」²⁶⁵では、42%の未成年者が、個人のビデオもしくは写真を許可なくオンライン上にアップロードされたことがあると答えている。また 4 分の 1 は、友人による個人データのアップロードについて「腹が立ったことがある」と答えている。また、その 14%は虚偽や中傷など名誉を毀損するような内容の個人情報をインターネット上に公開されたことがあると答えている。

また、未成年のインターネット・ユーザーの約 4 分の 1 が、ネットいじめと考えられるコンタクトを受けたことがあるとしている。男女別では、女子の 3 分の 1、男子の 5 分の 1 が、友達関係にある人物がインターネット上でいじめを受けたことがある、と答えている。これらの多くはオンラインコミュニティ、もしくはチャットサービス上での出来事である。

²⁶⁴ ただし、具体的な行為については不明。

²⁶⁵ MPFS、2009 年、P43-50

またこの調査では、40%の未成年者が、オンライン上で見知らぬ人物から電話番号、住所、名前などの個人情報を聞かれたことがあると答えている。女子ではその割合は48%にのぼり、男子ではおよそ34%がそういった経験があると答えている。年齢別では12～13歳の26%に比べて、18～19歳では49%と多い。そして全体では、25%の青少年がインターネット上で知り合った相手と電話する、または実際に個人的に会ったことがあると答えている。

同調査は「ハッピー・スラッピング (Happy Slapping)」と呼ばれる現象も問題となっていると指摘している。これは他者に暴力行為を働き、それを撮影してオンライン上にアップロードする行為である。この際、携帯電話の撮影機能が利用されることもある。こうした行為は類似の犯罪を助長する可能性があり、また暴力行為の被害者は、ビデオの流布によってさらに強い二次被害を受けることになる。また、ビデオの流布を通じて、今度は加害者が非難の対象となって、新たないじめの被害者となる可能性もあるとされる。携帯電話を所有する未成年者の3分の1は、こういった映像などがインターネット上に頒布されていることを知っている。またこういった暴力行為の映像に接したことがあると答えたのは、女子で28%、男子で34%である。特に14～17歳の青少年がこういった被害の映像に遭遇することが多く、ハウプトシューレでは、こういった場面に遭遇したことがある生徒が47%と、ギムナジウムの生徒の23%よりも二倍近く多い。

また、ドイツではおよそ10,000～20,000人の未成年者が売春行為を行っている、との意見もある²⁶⁶。生活のための売春はわずかであり、これらの多くは薬物を買うための資金を調達するためだと考えられている。多くの場合には保護者や扶養者が斡旋をしている。

2.1.6 青少年のパソコンによるインターネット利用の際のフィルタリング・ソフトの利用率

MPFSの「KIMStudie2008」²⁶⁷によれば、子どもがよく利用するパソコンにフィルタリング・ソフトがインストールされているかという質問に対して、インストールしていると回答した保護者はおよそ25%、インストールしていないと回答した保護者は63%、無回答は10%だった。パソコン用フィルタリング・ソフトはT-Online、AOL、Norton Internet Securityなどの製品が多く利用されている。インストールしている家庭の69%はフィルタリング・ソフトに満足していると回答している。

²⁶⁶

http://www.jugend-themenguide.de/service/sms/brennpunkt/kinderarbeit_co/kinderprostitution-auch-in-deutschland-keine-seltenheit.html

²⁶⁷ MPFS、2008年、P25-45

保護者にフィルタリング・ソフトについて聞いたところ、その35%が「フィルタリング・ソフトとは何か」を知らないと答え、どこで情報を得られるかわからないと答えた者も29%に上った。また、フィルタリング・ソフトがインストールされていれば、「それ以外の制限はなしに子どもはインターネットを利用しても良い」と答える保護者は、全体の33%であった。保護者のフィルタリング・ソフトに対する要望としては、「年齢に応じた制限のレベルの調整が少なすぎる（利用者となる子どもの年齢に応じたフィルタリングの違いが少ない）（31%）」、「システムが複雑すぎる（27%）」などの意見も聞かれる。なお、ソフトを選ぶ際の重要な要件としては、「効果的なフィルタリング（とても重要58%、重要32%）」と回答者した者が多い一方で、「使用の簡易さ（とても重要49%、重要40%）」を上げる回答も目立った。また、「プログラムをカスタマイズできる機能が必要である（とても重要44%、重要36%）」という回答も目立った。ソフトの値段も重要な要件（とても重要38%、重要39%）であり、また、年齢によってレベルの違うフィルタリング（とても重要37%、重要46%）も求められている。

ちなみに、ドイツで最も著名な児童向けポータルサイトの一つである Blinde Kuh (<http://www.blinde-kuh.de/>) では、パソコン用フィルタリング・ソフトと児童向けオンライン検索ソフトが配布されている。その他にも多くの機関や会社が無料でフィルタリング・ソフトを配布しており、Google などの検索エンジンについては、児童ポルノ対策のフィルタリング機能の導入が義務付けられているとのことである²⁶⁸。

2.1.7 青少年のインターネット利用に関する親子間の話し合い並びにルール設定の有無及び内容

現在は未成年者でも容易に、かつ、頻繁にインターネットにアクセスできるようになっている。ウェブサイトの内容もより多様化しており、特にポルノグラフィや暴力的な画像、映像が問題となっている。例えば、極右的な内容を煽動するサイトや、麻薬売買や爆弾制作の手引きとなりうるサイト、自殺を賞賛するサイトなどがある。問題はこれらに対応するソフトウェアやフィルタが限定的にしか機能しないことであり、また保護者や教育者が子どものインターネット利用に制限を課さないケースや、そもそもインターネット利用の危険性について理解していないケースも多いのが現状である、との報告²⁶⁹もある。こういった危険性やリスクについての保護者の関心の欠如は、時間の制約などとあいまって、家庭で親子がこの問題について話し合う機会を奪っているとされる²⁷⁰。

連邦家族省の発行したパンフレット「Ein Netz für Kinder」の中で、専門家は子どもが

²⁶⁸ FSM Martin Drechsler 氏のインタビュー（2010年10月13日、FSMにおいて実施）より。

²⁶⁹ Harald Schaber, 2006年, “Herausforderung an die Polizei” 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlinにて。

²⁷⁰ 同上。

有害なウェブサイトへ接した時の、親子間の話し合いの重要性を説いている。さらには親子間での話し合いやルールの取り決めの際に役立つヒントなども掲載している²⁷¹。また、オンラインショッピングで児童が買い物をしすぎないように、児童がインターネットを利用するときには一緒に確認し、広告サイトの場合にはそれが広告であり、子どもたちに何かを買わせようとしているのだと教育することが重要であるとしている²⁷²。

また、「Ein Netz für Kinder」では、子どもがインターネットを利用する際に、自分自身で問いかける、または保護者が子どもに問いかける際の具体的なアドバイスが紹介されている²⁷³。例えば、保護者向けのヒントには、「時には子どもが受け取った予期しないメールの中身について話しあう」などがある。また、ここでは青少年に有害なウェブサイトを通報できるように、ホットラインとその具体的な利用ガイドなども記載されている。

しかし、一般に、こうした家庭内または親子間でのルール設定の有無に関する統計データの収集は難しい。まず、MPFS²⁷⁴によると、保護者は、青少年メディア保護に関しては、親子間のルール設定よりも社会的・構造的に解決することを望んでおり、こうした問題に対処する政治的な枠組みの実現を望んでいると考えられる²⁷⁵。MPFSの調査によれば、20歳以下の子どもを持つ家庭のうち、チャットサービスやコンピューターゲームの利用方法や利用時間について、話し合いを持ったことのある家庭は全体の半分以上であった²⁷⁶。ただし、保護者がチャットサービスの技術的な事柄について全く知らない場合も多くあり、親子間でのルールづくりが果たして効果的なものであったのかどうかの判断には、慎重を要するという²⁷⁷。

さらに、実態調査については以下の問題点が指摘されている。まず、ビデオゲームには年齢制限があるが、そういった制限が家庭内においては無視されることも多い。多くの場合、子どもたちは家で一人でビデオゲームをしており、親が近くにはいない場合も多い。また、そういった場合には、保護者は問題そのものに気づいておらず、そういった家庭からデータを収集することは難しい²⁷⁸。

²⁷¹ 連邦家族省、2004年

添付資料「Ein Netz fuer Kinder」

²⁷² 同上、P23-26

²⁷³ 同上、P11

²⁷⁴ MPFS Rathgeb氏のインタビューより

²⁷⁵ MPFS Rathgeb氏のインタビューより

²⁷⁶ MPFS Rathgeb氏のインタビューより。

²⁷⁷ 同上。

²⁷⁸ 同上。